やまなし人権啓発出前講座 講師派遣のご案内

山梨県では、人権啓発や教育の一層の推進を図るため、県内各地域で開催される人権啓発に 係る研修会等への講師派遣事業を実施しています。

地域の民間団体(市民団体やPTA等)や学校、企業などで人権をテーマとした研修会等を開催 する際には、この講師派遣事業を是非ご活用ください。意外と身近で大切な人権について、学んで みませんか。

1 対象となる研修会等

民間団体(市民団体、PTA等)及び 学校、企業など(国及び地方公共団体を除く)が主催 する人権をテーマとした研修会・講習会で、次の要件があります。

- ① 山梨県内で開催
- ② 県内居住·通勤(通学)者対象
- ③ 受講者が概ね 30 人以上 ④ 講演時間が概ね 45 分~120 分

2 派遣する講師

研修会等の開催場所や内容に応じて、人権の教育・啓発・擁護に関する専門家や人権 擁護委員など、講師を選定のうえ無償で派遣します。まずはお気軽にご相談ください。

3 派遣の申請

申請書に必要事項を記入して、原則として開催予定日の2ヶ月前までに県民生活安全 課に申請してください。

4 決定通知

申請書が適当と認められる場合は、派遣する講師を通知します。

(講師の都合がつかない場合や、開催内容等が当事業の趣旨に合わない場合等には、ご希望に応 えられない場合がありますので、ご了解ください。)

通知受領後、内容等詳細については、直接担当講師と連絡調整してください。

5 実施結果の報告

研修会等を実施してから 10 日以内に結果報告書(第3号様式)を県に提出してくださ い。

> 山梨県 県民生活部 県民生活安全課 人権·生活安全担当 TEL 055-223-1352

FAX 055-223-1516

やまなし人権啓発出前講座・講師派遣申請書

令和 年 月 日

山梨県県民生活部県民生活安全課長 殿

主催者住所 主催者名称 代表者氏名 印 担当者氏名 (電話、fax、E-Mail)

やまなし人権啓発出前講座・講師派遣要綱第3条の規定により、次のとおり講師の派遣を申請します。

研修会等の名称	
研修会のテーマ及び分 野	
派遣希望の日時	(第一希望)
	令和 年 月 日()
	時 分 から 時 分 まで
	(第二希望)
	令和 年 月 日()
	時 分 から 時 分 まで
派遣場所	
	(所在地)
受講対象者及び予定人 数	
テーマ・講師等に関する 要望事項	

[※] 派遣場所がわかる地図等添付してください。